

Q1 補助対象となる「LPガス災害バルク」とはどのようなものですか?

[A1] LPガスを貯えておくバルク貯槽とLPガスを安全に供給できるよう必要な供給機器(圧力調整器、マイコンメーター、ガス検知器など)が一体となった設備で、300kg、500kg、1000kg、3000kgのタイプがあり、平常時には通常のLPガスバルクとして使用できます。具体的な対象設備は、振興センターが審査を行い、メーカー・型式等をホームページで公表しますのでご確認願います。なお、50kg容器を8本以上使用して、設備を構成した場合も対象になりますので、詳しくは振興センターまで問合せください。

Q2 設置工事費は対象となりますか?

[A2] LPガス災害バルクの設備を設置するための基礎工事や災害時にLPガスを設備に供給するための配管工事等は補助金の対象になります。但し、平常時に使用する配管と共に用となる場合は補助金の対象になりません。また、既存のLPガスバルクが設置されている場合の撤去費用も対象なりませんのでご注意ください。

Q3 LPガス災害バルク以外に補助対象となるものがありますか?

[A3] 災害時にLPガス災害バルクに接続して使用する、LPガス発電機・照明機器ユニット、LPガス燃焼機器ユニット(調理、炊飯又は冷暖房に供給するもの)、LPガス給湯ユニットも補助対象になります。但し、系統電力や水道の供給が途絶した場合でも使用できることが条件になりますので、詳しくは振興センターに相談願います。

Q4 リース方式による導入でも補助対象となりますか?

[A4] 補助対象となります。但し、リース事業者と共同で申請を行う必要があることや契約内容についても条件がありますのでご注意ください。

Q5 補助率が2/3となる中小企業の定義は?

[A5] 中小企業庁が定める中小企業の定義に準じます。詳細は中小企業庁のホームページで確認願います。なお、中小企業以外は全て補助率1/2となりますのでご注意願います。(中小企業庁のホームページ:<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)

Q6 一時避難所となり得るような施設については、必ず自治体との協定書の締結が必要ですか?

[A6] 避難所や一時避難所は自治体が管理・運営を行っており、民間施設等の活用は、自治体により様々な制度があります。このため、必ずしも文書による「協定書」の締結である必要はなく、広報誌やホームページの掲載など自治体が認知していることが証明できる書類の提出で構いません。また、自治体によっては、そもそも制度がない場合もありますが、一定の条件を満たせば、補助対象となる場合もあります。まずは最初に自治体に相談していただき、必要な事項について、振興センターに相談願います。

Q7 補助事業の開始日と完了日について教えてください。

[A7] 補助事業の開始日とは、最初に補助対象となる設備又は工事を発注した日になります。必ず補助金の交付決定日以降としてください。また、完了日とは、補助対象となる設備及び工事が完了し、かつ、試運転や補助対象経費の支払いが完了した日になります。原則として2019年2月15日までに完了させ、2月末日までに実績報告書を提出して頂く必要がありますので十分にご注意ください。

Q8 他の補助金を受けている施設ですが申請できますか?

[A8] 補助金を申請する対象設備や工事費等が他の補助金と重複する場合は申請できません。自治体からの補助金や民間団体等(国からの間接補助金を除く)からの補助金等については、問題がない場合もありますので、振興センターに相談願います。

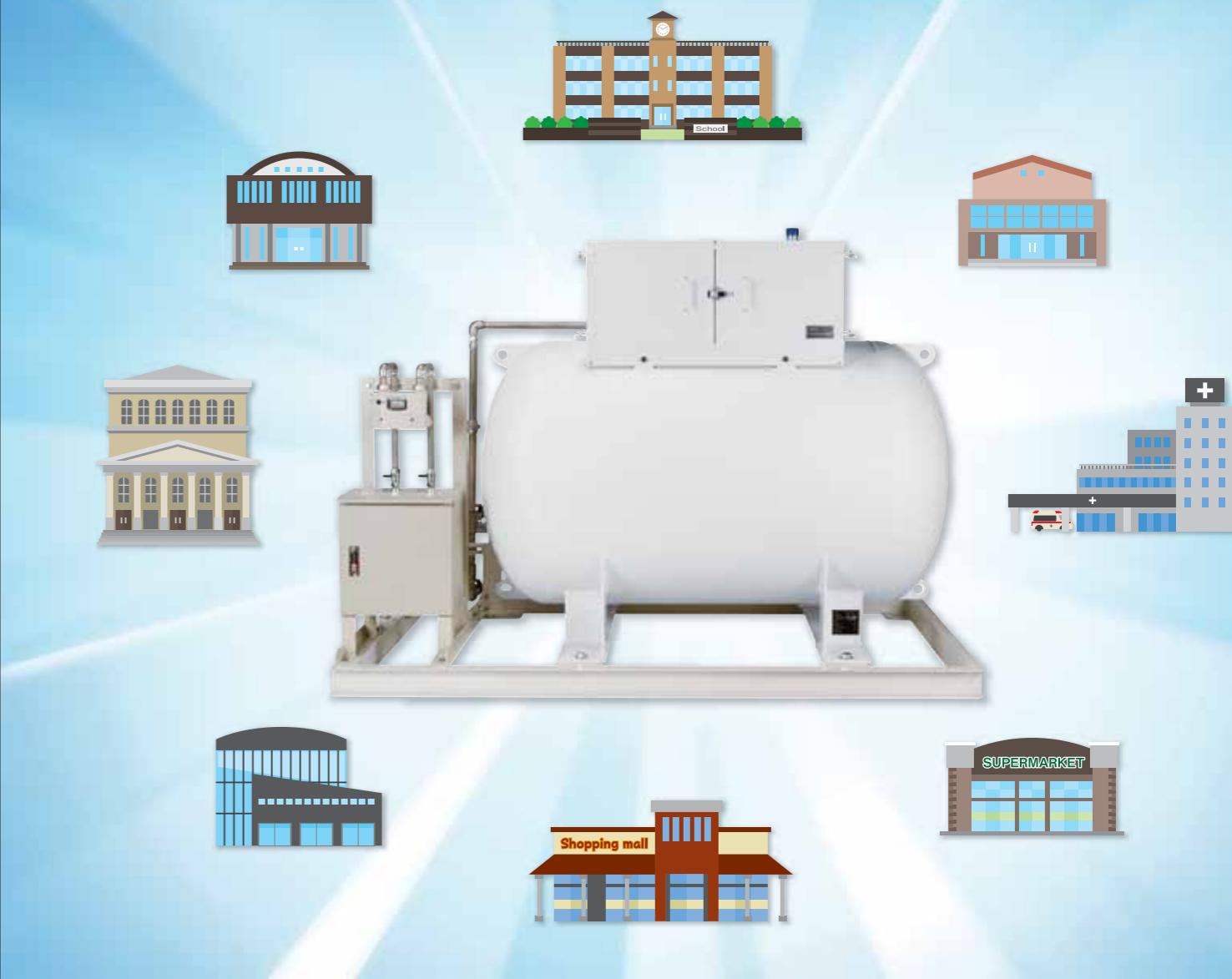
一般財団法人
エルピーガス振興センター

〒105-0003
東京都港区西新橋3-5-2 西新橋第一法規ビル
TEL:03-6402-3626 受付9:00~17:30(平日)

助成事業室(災害バルク) 担当:根本・米田
メールアドレス:saigaibulk@lpgc.or.jp
詳しくは
エルピーガス振興センター または、<http://saigaibulk.net>

災害時に備えた社会的重要インフラへの 自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

LPガス災害バルク等 申請ガイドブック



災害時に備えた燃料備蓄の必要性

なぜ、燃料備蓄が必要?

⇒災害発生時、電気や都市ガスの供給網や道路等の寸断により、エネルギー供給が途絶される可能性があります。これらの復旧には数日かかる場合があるため4日分以上のエネルギー備蓄が必要です。

どのような施設に燃料備蓄をすべきか?

⇒災害時に機能を維持すべき自治体庁舎や避難者を受入れる公民館、学校などの施設、また病院、介護施設(老人ホーム他)、保育所など避難困難な者が多数発生する可能性がある施設においては、命を守るために燃料を備蓄しておくことが必要です。

どのような燃料を備えるべきか?

⇒施設が維持すべき機能や設備に応じて、LPガスなどの分散型エネルギーが有効です。LPガスは長期間でも品質劣化がなく、非常用発電機や炊き出し用の調理器具など対応する設備も多様で燃料備蓄の手段として優れています。

政府も需要家側の対策として「エネルギー基本計画」や「国土強靭化基本計画」で対応を求めています。

LPガス災害バルク導入イメージ



※補助対象設備は、災害時に稼働できる仕様のものに限ります。個別設備については振興センターに相談願います。

補助事業の概要

大規模な災害等が発生した時に、系統電力や都市ガスの供給が途絶した場合でも、避難困難者が多数生じる病院、介護施設(老人ホーム他)、公的避難所及び一時避難所となり得る施設等はライフラインの機能を維持することが求められます。一般財団法人エルピーガス振興センターは国の補助金の交付を得て、自衛的な燃料備蓄のためにLPガス災害バルク等の設置に要する経費の一部を補助することにより、災害発生時においても、これらの施設等に対するLPガスの安定供給の確保を図り、その機能を維持させることを目的としています。また、本事業を通じて国土強靭化地域基本計画を推進します。

公募期間

募集開始日

- 第1回:平成30年5月23日(水)
第2回:平成30年6月25日(月)
第3回:平成30年7月11日(水)

締切日(必着)

- 第1回:平成30年6月22日(金)
第2回:平成30年7月10日(火)
第3回:平成30年8月10日(金)

補助事業の完了期限

平成31年2月15日(金)

※各回で予算額を超える申請があった場合には次回以降の募集は行いません。

1 補助対象となる設置場所

- 災害等発生時に避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる施設 … 病院、介護施設(老人ホーム他) 等
- 公的避難所(地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設) … 自治体庁舎、学校、公民館、体育館 等
- 一時避難所となり得るような施設 … 民間等が所有する工場、事業所、商業施設、私立学校、旅館、マンション 等

※地方公共団体が一時避難所として認知していることが条件です。

2 補助対象設備

LPガス災害バルク貯槽、LPガス発電機や照明機器、燃焼機器(調理・冷暖房に供するもの)、給湯器、GHP(ガスヒートポンプエアコン) 等

※ライフライン(水道、系統電力)が途絶した場合でも稼働する仕様である必要があります。

3 補助対象経費

LPガス災害バルク等の機器購入費と機器の設置工事費

※常用使用の配管・電気配線等部分は補助金の対象外となります。

4 補助率

中小企業者は2/3、それ以外は1/2

※中小企業者の定義は中小企業法の定義に従っております。詳細はホームページをご確認ください。(http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html)

5 補助金額

上限 1,500万円(1申請当たり)

6 スキーム

